

消費税率引き上げに伴い、水道料金及び下水道料金が変わります。

令和元年10月1日から消費税法の一部が改正され、消費税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、水道料金及び下水道料金の消費税引き上げ分が変更となります。

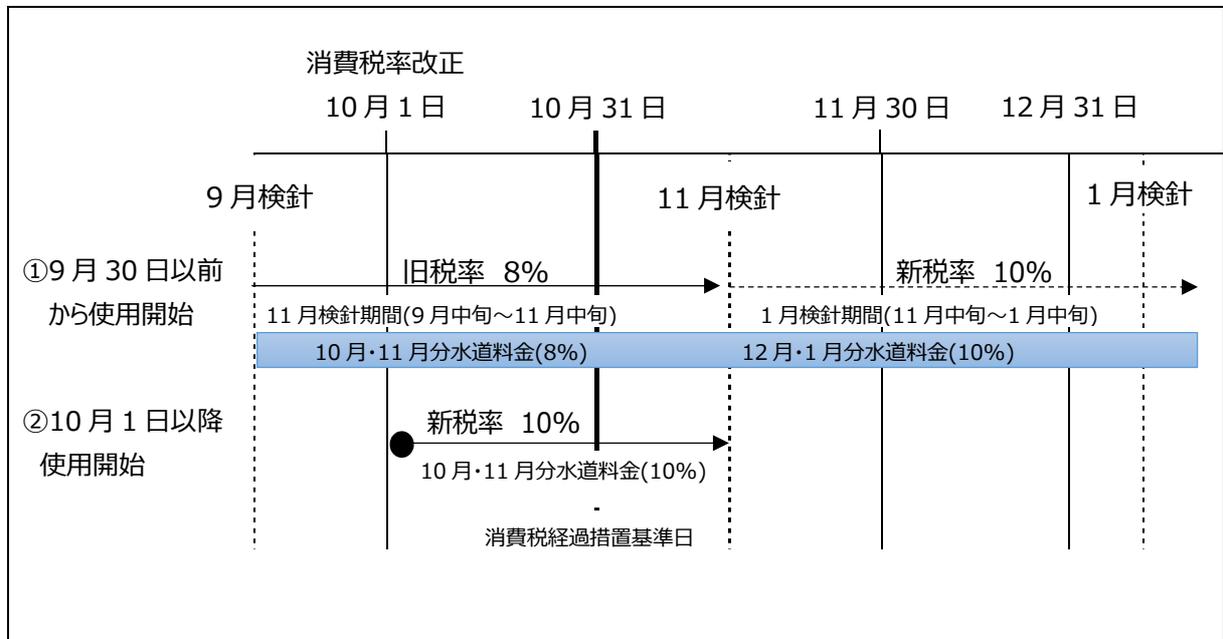
新税率が適用されるのは？

①令和元年9月30日以前から継続して水道及び下水道を利用されている方については、改正に伴う経過措置が適用され、原則として11月検針の10月分、11月分の水道料金は、旧税率（8%）が適用となり、令和2年1月検針の12月分、1月分の水道料金及び下水道料金から、新税率（10%）が適用されます。

②令和元年10月1日から新しく水道及び下水道を利用される方（開栓申込書の実施年月日）については、改正後の新税率（10%）が適用されます。

田尻町では2ヵ月（奇数月）検針を行っていますので、経過措置の適用があります。

（経過措置：令和元年10月31日以後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては、改正前の旧税率（8%）が適用されます。



問い合わせ先

上水道に関すること 大阪広域水道企業団 田尻水道センター 電話 466-5012
下水道に関すること 田尻町役場 下水道課 電話 466-5007